

重要事項説明書

(居宅介護支援用)

指定居宅支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「茨木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年茨木市条例第9号)の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援サービスを提供する事業者(法人)について

法人名称	有限会社 ケアプランセンターあき
代表者職・氏名	代表取締役 岡田 亮一
本社所在地	大阪府茨木市山手台3丁目30番30号
法人連絡先	TEL : 072-649-0635 FAX : 072-649-0645
法人設立年月日	平成13年3月27日

2 サービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンターあき長崎		
介護保険事業所番号	4270135926		
事業所所在地	長崎県長崎市三原2丁目26番11号		
電話番号(営業時間内)	095-800-5015	時間外①	095-800-5015
FAX	095-800-5018	時間外②	
連絡先相談担当者名	井上 章史		
通常の事業実施地域	長崎市(ただし伊王島町、高島町、野母崎町、琴海町、外海を除く)時津町、長与町		

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者その心身の状況やおかれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとす。心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切なサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。その他、「長崎市指定居宅介護支援等の

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（ただし祝日、8/13～8/15・12/30～1/3を除く）
営業時間	9：00～17：30 ※営業日時以外は、上記「営業時間外」の番号におかけ頂くことで24時間連絡が可能です。また、必要に応じて利用者様からのご相談に対応できる体制を確保しています。

(4)事業所の職員体制

管理者氏名	井上 章史
-------	-------

職	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
介護支援専門員	居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に関する業務を行います。 サービスの提供方法などについて、ご利用者様やご家族様が理解しやすいよう丁寧に説明します。 ご利用者様の有する能力やその置かれている環境などを明らかにし、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します（アセスメント）。 アセスメントにあたっては、ご利用者様の居宅を訪問し、ご利用者様およびご家族様と面接して行います。 サービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス事業者等の担当者と情報を共有し、各担当者の専門的な見地からの意見を求めます。 少なくとも1月に1回、ご利用者様の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握（モニタリング）を行います。 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。	常 勤 5 名 非常勤 0 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0 名 非常勤 1 名

3 ご利用者様の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員は、ご利用者様の状況把握などのため、少なくとも1月に1回はご利用者様の居宅を訪問いたします。

※ 上記以外にも、ご利用者様からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合でご利用者様の承諾を得た場合には、居宅を訪問することがあります。

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料および利用者負担額
① 居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成	(別紙) に掲げる 「居宅介護支援業務 の実施方法等につい て」を参照願いま す。	左の①～ ⑦の内容 は、居宅介 護支援の一 連業務とし て、介護保 険の対象と なるもので す。	サービス利用料については、下表 のとおりです。 ただし、介護保険適用となる場合 には、 <u>ご利用様が下記利用料(次 ページ加算含む)をお支払いいただ く必要はありません。</u> (全額介護保険により負担されま す。)
② 居宅サービス事業者との連 絡調整			
③ サービス実施状況の把握、 評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定申請に対する協 力、援助			
⑦ 相談業務			

(2) 提供するサービスの利用料について

- ・基本報酬
 - ・加算等
- } 別紙参照

5 その他の費用について

交通費	無し
-----	----

6 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

① ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃に利用者宛にお届け（郵送）します。
② お支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座（ゆうちょ銀行）からの自動振替 (ウ) 利用者指定口座（ゆうちょ以外の金融機関）からの自動振替 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) ご利用者様が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当事業所従業員または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (7) 虐待の防止のための指針を作成します。

虐待防止に関する責任者	管理者：井上 章史
-------------	-----------

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>事業者は、従業員に、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの、他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。）</p>

10 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

家族等氏名 (続柄)		連絡先	
家族等氏名 (続柄)		連絡先	
市町村(保険者)	介護保険課給付係	連絡先	095-829-1163

※契約締結後に追加記入いたします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	賠償責任保険
補償の概要	居宅サービス・居宅介護支援事業等

11 身分証携行義務

居宅介護支援員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご利用者様の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

13 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14 指定居宅介護支援サービス内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏名	
----	--

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金等（介護保険を適用する場合）

介護保険 適用の有無	サービス名、加算等	介護報酬額	ご利用者様負担額
○	別紙料金表参照	円	0 円
		円	円
(3) その他の費用（1ヶ月あたり）			円
合計（1ヶ月あたりのご利用者様負担額の目安）			0 円

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

< 苦情処理の体制、手順 >

- (1) ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者（応対者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

苦情申立の窓口

事業者の窓口	ケアプランセンターあき長崎		
所在地	長崎県長崎市三原2丁目26番11号		
TEL	095-800-5015	FAX	095-800-5018
受付時間	月～金曜日（ただし祝日、8/13～8/15・12/30～1/3を除く）9：00～17：30		

市区町村の窓口	介護保険課給付係		
所在地	長崎県長崎市魚の町4-1		
TEL	095-829-1163	FAX	095-829-1250
受付時間	8時45分から17時30分（土日祝および12/29～1/3を除く）		

公的団体の窓口	長崎県国民健康保険団体連合会		
所在地	長崎県長崎市今博多町8番地2 国保会館		
TEL	095-826-7291	FAX	095-826-1779
受付時間	9時00分から17時30分 月～金曜日（祝日を除く）		

16 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、ご利用者様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	大阪府茨木市山手台3丁目30番30号		
	法人名	有限会社 ケアプランセンターあき		
	代表者名	代表取締役 岡田 亮一	印	
	事業所名	ケアプランセンターあき長崎		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	住 所			
	氏 名	印		
代筆の場合の代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)			続柄等	

代理人 (成年後見人等)	住 所			
	氏 名	印		